

消防の動き



平成14年春季全国火災予防運動の
実施

平成14年度消防庁広報テーマと
主な行事予定

平成14年
2月号
372

消防庁

巻頭言 科学技術とマンパワー	3
特集 1	
平成14年春季全国火災予防運動の実施	4
特集 2	
平成14年度消防庁広報テーマと主な行事予定	6
特集 3	
地震防災シンポジウム 「大震災から都市を守る」開催結果の概要	11
トピックス	
緊急テロ対策特別講習会の開催	15
全国消防防災主管課長会議の開催	17
文化財防火デーに伴う消防訓練	18
第6回防災まちづくり大賞表彰式	18
ニューヨーク市消防局・消防職員の消防庁訪問	20
日比消防関係者会議	20
レポート 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正	21
消防通信～北から南から 茨城県ひたちなか市消防本部「消防防災体制の充実を目指して」	23
コラム2001 叙勲制度について	24
広報資料(4月分)	
消火器の適切な維持管理	25
林野火災の防止	27
地震に対する日常の備え	28
インフォメーション	
少年少女消防クラブフレンドシップ2002	29
2002年消防団シンポジウム	
「変動する社会環境とこれからの消防団を考える」	30
1月の主な通知	31
消防庁人事	31
広報テーマ(2・3月分)	31
テレビ防災キャンペーン(3月分)	31

科学技術と マンパワー



消防大学校長 小濱 本一

IT革命に代表されるように情報通信技術の発達には目覚ましいものがあるが、こうした科学技術の発展は社会のあらゆる分野に亘っているところである。こうした状況の中で、消防庁においても、今後の消防行政の方向性及び最近の科学技術の進展を踏まえ、消防防災における研究開発の重点領域を定めて公表することにより、広く消防防災関係者の力を結集して、消防防災科学技術の研究開発をより効率的に、かつ、充実したものとするため消防防災科学技術高度化戦略プランを作成したところである。消防防災の分野においても科学技術の高度化を積極的に進めていかなければならないことは当然のことであるが、ここで忘れてならないのは、人材の問題である。いかに科学技術が発達してもこれを活用するのは人であり、技術が全面的に人にとって代わることはできないものである。むしろ科学技術が発達すればするほど、それを駆使するだけの能力をもった人材が求められるとも言えるであろう。

先般1月29日、消防庁、兵庫県、日本災害情報学会の共催で、地震防災シンポジウムが開催され、貝原俊民・前兵庫県知事の基調講演を聞く機会があった。同氏は、講演の中で、阪神・淡路大震災以後、初動体制、応急対策、地域の防災力の強化、訓練・研修等様々な面で国レベル、地域レベルで相当施策が充実してきていることは評価しつつも、仮に今また同じような地震が起こった場合に、その対応について自信があるかと問われれば、率直に言えば必ずしも自信があるとは言えないという主旨のことを述べられていた。そして、その最大の理由として指摘されていたのが、災害に対する専門的かつ実戦的な人材の不足であった。すなわち、施策、システム等あらゆる面で改善が図られてきているが、運用面も含めてパーフェクトに機能するかについては、未だ不安があるということである。兵庫県ではこうした観点から、人と防災未来センターをこの4月から開設することとし、その主要な役割に人材育成を掲げているということである。

消防大学は、消防職団員の高度な教育・訓練機関であり、人材の育成という点で大きな使命を有しているところである。幸いマルチメディアを活用した指揮訓練施設をはじめここ数年大学施設整備も進んだことであり、こうした最先端の施設も積極的に活用するなど教育の充実に努め、消防防災のプロの育成に尽力していきたいと考えるものである。また、消防職員の現役として活躍している卒業生も約1万3千人おり、全国の消防職員約15万4千人の約8%、12人に1人が消防大学の卒業生ということであるから、こうした卒業生がネットワークを活かしつつ、それぞれの地域でリーダーとして活躍されることを期待しているところである。

特集 1

平成14年春季全国火災予防運動の実施

予防課

全国では、毎年6万件の火災が発生し、およそ2千人の方が亡くなっています。火災の原因は大半が失火によるものであることから、火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、火災を起こさないよう日常の生活において防火を実践していくことが大切です。

今年も3月1日(金)から3月7日(木)までの7日間にわたり、全国一斉に春季全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されるものです。

今回の運動では、

『たしかめて。火を消してから 次のこと』

を全国統一標語に掲げ、

住宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少させることを目指す「住宅防火対策の推進」

増加傾向にある放火火災を減少させるための「放火火災予防対策の推進」

老朽化した消火器等の破裂による人身事故防止のため「消火器事故防止対策の推進」

林野周辺住民や入山者へ山火事予防意識の啓発を図る「林野火災予防対策の推進」

季節的、気候的な状況をふまえた「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」

の5点を重点目標として掲げて実施します。

それぞれの重点目標に対する推進項目は、次のとおりです。

1 推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

イ 地域の実情に即した広報の推進と、具体的な対策事例等の情報提供

ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断、座談会等の実施

エ 地域の実情を踏まえた住宅防火対策推進組織の整備・充実とモデル事業等の推進

オ 住宅用火災警報器などの住宅用防災機器等の普及促進

(2) 放火火災予防対策の推進

ア 放火されない環境づくりの推進

イ 放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 消火器事故防止対策の推進

ア 老朽化消火器等の一斉回収

イ 住宅に適した消火器等の普及

(4) 林野火災予防対策の徹底

ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の醸成

イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

ウ 火入れに際しての手続き等の徹底

エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

ア 火災予防広報の実施

イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行

ウ 火気取扱いにおける注意の徹底

エ 工事等における火気管理の徹底

2 地域の実情に応じた重点目標の設定

(1) 地域における防火安全体制の充実

ア 自主防災組織の整備充実

イ 在日外国人に対する火災予防広報の充実

(2) 特定防火対象物における防火安全対策の徹底

ア 防火管理体制の充実

イ 防火基準適合表示制度(適マーク制度)の適正な運用

ウ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

エ 実態に即した消防用設備等の設置の推進

オ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進

カ 特定違反対象物に対する是正指導の推進

キ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底

ク 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

ケ 小規模雑居ビルに対する違反是正指導の推進

また、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を重点に、一般的な出火防止のための「火の用心 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

～住宅火災 いのちを守る 7つのポイント～

- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

～火の用心 7つのポイント～

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

火災予防運動期間中には、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めましょう。



特集 2

平成14年度消防庁広報テーマと主な行事予定

総務課

火災、地震等をはじめとする各種災害の発生を防止し、被害を最小限にするためには、国民一人ひとりが防災を自らの課題として考え行動することが強く望まれます。

消防庁は、人命最優先の立場から火災、地震等の各種災害による死傷者を最小限に止めることを基本目標として広報活動を展開し、国民の防火防災意識の高揚を

図るものとします。

今回掲載した、2の月別広報テーマの内容に関しては、本誌「広報資料」で、2ヶ月先のものをお知らせする予定です。参考にしてください。

また、3の主な広報関係等行事予定については、適宜、「トピックス」などで取り上げてまいります。

1 年間広報重点テーマ

広報テーマ	要旨
小規模雑居ビルの防火安全対策の推進	小規模雑居ビルの防火安全対策を強化していくためには、小規模雑居ビル関係者に対し、防火管理等の必要性を呼びかけることはもちろん、国民一人ひとりも、小規模雑居ビルの安全対策に対する理解が必要である。関係者及び国民に対して、小規模雑居ビルの火災危険に係るチェックポイント、火災発生時の対応方法を広報し、小規模雑居ビルの防火安全対策の推進を図る。
火災及び火災による死者の発生の防止	火災の発生を防止するため、国民が日常特に留意すべき事項として、「火の用心のポイント」を広く国民に呼びかける。また、火災によって毎年多くの貴重な人命が失われているので、年間を通じてあらゆる機会をとらえて火災による死者の発生の防止を呼びかける。
住宅防火対策の推進	住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、特に、65歳以上の高齢者が、その半数を占めるとともに、火災が発生した場合の死亡率も他の年齢層に比べ極めて高い現状にある。このような現状及び高齢社会が今後ますます進展していくことを考えるとこのまま推移すれば、火災による死者が急増することが懸念される。このような状況を踏まえ、住宅火災による死者の大幅な低減を図ることを目的として、国、地方公共団体、関係業界団体等の連携による住宅防火対策を、国民運動的に推進することを目的とし広報する。
放火火災予防対策の推進	放火の危険から地域社会を守るためには、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出す必要があり、放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団の充実強化を推進していくためには、消防団活動に対する国民の理解と協力を得ることが不可欠であるため、消防団が火災等の災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、地域の消防防災の中核として活動していることを広報するとともに、消防団の果たす役割の重要性について啓発を図る。
自主防災組織等住民による自発的防災活動の推進	地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が地域ぐるみで災害に対処することが必要である。阪神・淡路大震災では、住民がバケツリレー等により初期消火を実施し延焼を防止した例が少なくないことから、地域住民の防災活動が非常に重要であることが改めて認識された。このため、住民自らによる効果的な初期消火活動や救急・救護活動等が行えるよう、より実践的な防災訓練の実施及び積極的な参加を呼びかける。また、大規模災害発生時における災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、災害ボランティアの必要性について呼びかける。さらに、事業所等に対し、消防用設備等の整備と自主防災組織等の充実を図り、日頃から防災訓練を実施し、施設の防火管理体制の強化など自らの防災体制の強化を推進するとともに、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に積極的に貢献するよう呼びかける。
地震、風水害、火山災害に関する防災知識の普及啓発	地震、風水害、火山災害による被害を最小限に抑えるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発するとともに、特に、風水害においては、近年多発する土砂災害の発生危険時、高潮発生時、地震においては、津波発生時、津波警報・注意報発令時、警戒宣言等の発令時における対処方法などの早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。
住民に対する応急手当の普及啓発	傷病者の救命率の一層の向上を図り、併せて住民の自主救護能力の向上を図るためには、応急手当に関する知識の普及啓発は欠かせないことである。このため、住民が自ら応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関の行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。
防災まちづくりの推進	地域における防災機能を向上させるためには、防災基盤等ハード面での整備を進めるとともに、地域づくりのあらゆる面に防災の視点を取り入れ、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。このため、住民の手による防災マップの作成や防災施設の設置など、防災まちづくりへの参加について呼びかける。

2 月別広報テーマ

月別	広報テーマ	要 旨	担当課
4月	林野火災の防止	4月、5月は、ドライブ、ハイキング、山菜取り等のレクリエーションによる入山者が多く、特に林野火災の多発する時期であることから、広く国民に対し、林野火災の実態の周知を図るとともに、入山者に対し、たばこの投げ捨て防止など林野火災の予防を呼びかける。	防災課
	地震に対する日常の備え	地震には、何よりも家庭や職場での普段の備えが大切である。いざという時に備えるため、日頃から家庭や職場で防災会議を開いて話しあっておくことや、備蓄しておくべきもの、非常持出品として用意しておくべきもの、住まいの安全点検をしておくこと等について周知を図り、地震に対する備えを呼びかける。	震災対策室
	消火器の適切な維持管理	平成13年3月、4月と相次いだ老朽化消火器破裂死亡事故を受けて、消火器の適切な維持管理について周知を図る。	予防課
5月	消防団活動への理解と協力の呼びかけ	住民の生命、身体及び財産を災害から守るため奉仕的精神をもって地域の消防防災に貢献する消防団員の活動を紹介し、住民及び事業所の消防団活動への理解と協力を呼びかける。	消防課
	天ぷら油による火災の防止	近年、天ぷら油による火災の増加が目立っていることから、天ぷら油を使用して調理する際の心がけ、また、天ぷら油による火災の消火に有効な消火器等の普及を呼びかける。	予防課
	風水害への備え	近年、集中豪雨や台風により、河川の氾濫等による浸水被害、がけくずれや地すべり、土石流等の土砂災害や高潮災害等が全国各地で発生しているため、これらの災害による被害を軽減するため、危険箇所の把握など日頃からの備えの大切さを呼びかけるとともに、報道機関や防災行政無線等による気象情報(予報・警報、防災情報等)の収集に努め、自主的な防災活動や適切な避難を行うなど風水害に対する住民の心構えを呼びかける。	防災課
	住民に対する応急手当の普及啓発	傷病者の救命率の向上のためには、現場付近に居合わせた人が、適切な応急手当を行うことが非常に効果的であるため、機会あるごとに応急手当の習得を心がけるよう呼びかける。	救急救助課
6月	津波による災害の防止	地震が発生した場合、津波が襲来するおそれがあることから、海水浴など海浜に親しむ機会の多い時期を迎えるに当たって、地震発生を知ったら直ちに海浜から離れる等津波に対する知識の普及を図る。	震災対策室
	危険物安全週間	6月の第2週は「危険物安全週間」として、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る。	危険物保安室
	住宅防火対策の推進(住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進)	住宅火災による死者の発生経過は、「逃げ遅れ」が全体の約7割を占めている。住宅用防災機器等は、火災の早期発見、初期消火及び延焼防止等に効果的であるため、これらの普及促進を図る。	予防課
	火遊びによる火災の防止	火遊びは出火原因の上位にあり、その多くは、マッチ・ライターによるものである。火遊びをなくす上で重要なことは、日頃からの防火教育である。 そこで、全国の家庭に対して子供の火遊びによる火災の防止を呼びかける。	予防課
	災害弱者対策の推進	家庭や地域における高齢者、障害者、乳幼児等の災害弱者及び社会福祉施設や病院等の災害弱者施設に係る防災対策については、全国各地で様々な取組みがなされているが、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。	防災課
7月	石油コンビナート災害の防止	石油等の危険物や高圧ガスの集積地帯である石油コンビナート等特別防災区域における災害の周囲に及ぼす影響の重大性を認識し、特定事業者に対して、施設の総点検及び防災体制の再認識を呼びかける。	特殊災害室
	防災訓練への参加の呼びかけ	9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」である。地震が発生した場合の火の始末、初期消火、応急救護、安全避難等地震時における心得をしっかりと身につけるため、防災訓練へ積極的に参加することを呼びかける。	震災対策室
	花火による火災の防止	夏は、花火のシーズンであるが、取扱い上の不注意から毎年、火災などの事故が発生している。このため、花火の正しい取扱いについて周知する。	予防課
	電気器具の安全な取扱い	電気器具・配線の正しい使用法や、電気器具の使用開始時点検整備の実施等の周知を行い、電気器具からの出火防止を呼びかける。	予防課
8月	住民自らによる災害への備え	各地方公共団体では、大規模災害に備えた様々な応急対策や他の地方公共団体との応援協定の締結等について検討・実施しているが、大規模災害の発生直後には、地域住民自らによる防災活動が大変重要であり、また効果的である。このため、住民の自主的な防災活動についての理解を求め、積極的な防災訓練への参加など災害への備えを呼びかける。	防災課
	住宅防火対策の推進(高齢者の安全対策)	放火自殺者等を除く住宅火災による死者の半数以上は、高齢者で占められている。高齢者の安全対策について、家族や関係者が日頃から注意すべき点について周知を図る。	予防課

月別	広報テーマ	要 旨	担当課
(8月)	住民参加による防災まちづくりの推進	地域における防災機能を向上させるためには、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。このため、住民自身が主体的に行う先進的な防災まちづくりの事例を紹介しながら、防災まちづくりへの参加について呼びかける。	防災課
	外出先での地震の対処	地震はいつ起こるか分からないことから、たとえば、商店街や地下街あるいは乗り物に乗っているときなど、外出先で地震が起こった場合にどのように行動すればよいかを周知するとともに、防災行政無線等による避難指示に耳を傾けるよう呼びかける。	震災対策室
9月	小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災発生1年を受けて、小規模雑居ビル関係者に対する防火教育及びそれぞれの事業所にあった実効性のある自衛消防組織の設置と日常の訓練等の実施を中心として、共同防火管理の徹底を呼びかける。	予防課
	9月9日は救急の日	9月9日は「救急の日」である。救急医療及び救急業務に対する国民の理解と認識を深めることを目的として実施される各種の行事等に積極的に参加するよう呼びかける。	救急救助課
	秋の行楽期における火災の被害防止	秋の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する機会が増えることから、防火基準適合表示制度(適マーク制度)及び宿泊等に際しての心得(非常口の確認等)を周知するとともに、これら施設の管理者に対して防火管理についての意識の高揚を図る。	予防課
	緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解とブロック合同訓練の推進	緊急消防援助隊の訓練については、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、平成7年6月の緊急消防援助隊の発足以来、毎年、全国5ブロックにおいて実際の災害に即した参集訓練、野営訓練、合同訓練が実施されており、本訓練の開催及びその内容を広く広報することにより、緊急消防援助隊の活動に関する住民への理解と重要性を呼びかける。	防災課
10月	適マーク制度の普及と理解の推進	不特定多数の人が出入りする物品販売店舗、ホテル等の施設に対して実施している防火基準適合表示制度(適マーク制度)の概要と普及状況について周知を図る。	予防課
	ガス機器による火災及びガス事故の防止	ガスによる火災や爆発事故は依然として多く、その多くはガスに対する消費者の不注意が原因となっている。このため、ガスに関する知識の普及、ガス器具設備の正しい使用方法、維持管理方法、ガス漏れ時の対応方法について周知を図る。	予防課 危険物保安室
	火山災害に対する備え	火山災害は、その発生の予測が困難であり、一旦災害が発生した場合には、災害の態様が多岐にわたるほか、広域化、長期化するおそれがあるなど、他の災害にはみられない特殊性を持っている。そこで、火山災害に対する正しい知識の周知を図り、日頃からの備えを呼びかける。	防災課
	消防の国際協力に対する理解の推進	10月6日は「国際協力の日」である。開発途上諸国の消防体制の充実等に資するために、消防分野において実施している研修員の受入れ、専門家の派遣、さらには、大災害が発生した際の国際消防救助隊の派遣等、消防の国際協力について、国民の理解と協力を呼びかける。	救急救助課
	地震発生時の出火防止	過去の例から、地震で怖いのは火災の発生である。普段から小さな地震でも火を消す習慣を身につけるとともに、万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどを用意して出火防止に努める習慣をつけることを呼びかける。	震災対策室
11月	秋季全国火災予防運動	火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開して、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。	予防課
	11月9日は「119番の日」	11月9日は「119番の日」である。119番通報の際、場所や状況を正しく伝えられないために被害が拡大し、現場でトラブルが発生したり、また、119番通報の遅れが大惨事につながったりする例もある。そこで、適正な119番の利用を啓発するとともに、迅速・的確な119番通報を呼びかける。	総務課 防災情報室
	住宅防火対策の推進《住宅防火診断》	住宅防火の推進については、建物の内装に関する対策、火気使用器具の安全対策、住宅用防災機器等の普及が不可欠である。このことから、住宅防火診断を積極的に広報し、機器等の設置効果を周知するとともに、これらの対策について必要性を呼びかける。	予防課
	婦人(仮称)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	婦人(仮称)防火クラブの役割と活動状況を紹介するとともに、家庭内の防火と地域の自主防災体制の確立に女性が果たす役割の重要性について認識を深めてもらい、婦人(仮称)防火クラブへの参加を呼びかける。	防災課
	危険物施設等における事故防止について	平成12年中の危険物に係る事故等は、過去最高になった。そのため、事故の原因や状況等を踏まえた事故防止対策等について周知する。	危険物保安室
12月	雪害に対する備え	雪による災害の被害を軽減するためには、国民一人ひとりが雪害に対する認識をより深め、災害に対処することが必要である。このため、雪害に関する事例及び防災対策を紹介し、雪害に対する備えを呼びかけるとともに、防災行政無線等による気象情報(予報・警報)にも耳を傾けるよう呼びかける。	防災課
	放火による火災の防止	近年、放火火災は4年連続して出火原因の第1位を占めている。このため、国民一人ひとりに放火火災の実態と、その防止対策について周知を図る。	予防課
	石油ストーブなどの安全な取扱い	暖房機器、特に石油ストーブによる火災は毎年多く発生しており、その原因の多くは取扱いの不注意によるものである。このため、石油ストーブ等の使い始めのこの時期に、正しい使い方の周知を図る。	予防課 危険物保安室

月別	広報テーマ	要 旨	担当課
(12月)	消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防自動車や救急自動車は、いち早く災害の現場に到着できるよう、「緊急自動車」として、道路交通法上の特例が認められている。しかし、消防自動車や救急自動車が緊急通行するためには、一般車両が、接近してきた消防自動車や救急自動車に対して、進路を譲ることなどの協力が不可欠である。 そこで、消防自動車や救急自動車が緊急通行している場合の一般車両の対処方法を広報するとともに、緊急通行時の安全確保に対して協力を呼びかける。	消防課
1月	文化財防火デー	1月26日は「文化財防火デー」である。 かけがえのない文化財を火災から守るために、国民一人ひとり及び関係者の防火意識の高揚を図る。	予防課
	消火栓の付近での駐車禁止	消防自動車や救急自動車の緊急通行時に対する安全の確保及び消火栓や防火水槽等の消防水利の重要性を広報するとともに、消防水利の使用が駐車により阻害されないよう呼びかける。	消防課
	たき火による火災の防止	たき火による火災は、毎年出火原因の上位を占める。ちょっとした不注意から火災となることが多いため、たき火をするときの注意と火災予防を呼びかける。	予防課
	1月17日は「防災とボランティアの日」	大規模災害発生時における自主防災活動及び災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、自主防災組織及び災害ボランティアの必要性について呼びかける。	防災課
2月	春季全国火災予防運動	火災が発生しやすく、また、季節風の影響により火災の規模が大きくなりやすい時期を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開し、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。	予防課
	林野での火気の取扱いの注意	2月、3月は、ところによっては「火入れ」なども始まる時期であり、積雪地帯を除き全国的に乾燥注意報、強風注意報がたびたび発令される時期であることから、農林業関係者や林野周辺の住民等に林野での火気の取扱いについて注意を呼びかける。	防災課
	ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	ふるさとを災害から守るために、地域における消防団活動の一層の充実を図る必要があることから、住民、とりわけ青年層・女性層の消防団活動への積極的な参加を呼びかける。	消防課
	たばこによる火災の防止	毎年、たばこは出火原因の上位を占める。特に投げ捨てや消し忘れなど喫煙者のマナーや不注意によるものが多い。このことから、たばこの投げ捨て、寝たばこなどによる出火の防止を呼びかける。	予防課
3月	3月7日は消防記念日	3月7日は「消防記念日」である。これを記念して消防の変遷、現況等を紹介し、国民の消防に対する理解と認識を深めてもらうとともに、国民一人ひとりが防災の担い手であるという自覚を持つよう呼びかける。	総務課
	少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	入学期や進学期を前に、少年消防クラブの役割と活動状況を紹介し、クラブ活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、少年期から消防防災活動への知識と理解を育む。	防災課
	春の行楽期における火災の被害防止	春の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する機会が増えることから、防火基準適合表示制度(適マーク制度)及び宿泊等に際しての心得(非常口の確認等)を周知するとともに、これらの施設の管理者に対して、防火管理についての意識の高揚を図る。	予防課

3 主な広報関係等行事予定

行 事 名	概 要	時 期
独立行政法人消防研究所一般公開	科学技術週間(4/15～4/21)に、独立行政法人消防研究所を一般に公開する。	4月19日
春の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。	5月中旬
春の褒章伝達式	褒章を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が褒章を伝達する。	5月中旬
「危険物安全週間」	危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図るため「危険物安全週間」を設定し、危険物施設における保安体制の整備促進、各種広報及び啓発運動を実施する。	6月2日～6月8日 (6月の第2週)
危険物保安功労者、優良危険物関係事業所及び危険物安全週間推進標語表彰式	危険物の保安に功績のあった者及び保安管理等が特に優秀であると認められる事業所等を消防庁長官が表彰する。	6月の第2週
「国民安全の日」	昭和35年5月6日の閣議により、産業災害、交通事故、火災等の災害防止を図る目的として制定された。	7月1日
安全功労者表彰式	国民の安全に関して功労のあった消防関係者を総理大臣又は消防庁長官が表彰する。	7月上旬
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	8月上旬

行 事 名	概 要	時 期
平成14年度総合防災訓練	東海地震及び南関東直下型地震を想定し、総理大臣、総務大臣をはじめとする全閣僚、消防庁等関係省庁等の参加による政府本部運営訓練、現地訓練等防災訓練等を行う。	9月1日
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を総理大臣が表彰する。	9月上旬
「防災の日」及び「防災週間」	昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。	9月1日 8月30日～9月5日
「救急の日」及び「救急医療週間」	救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。	9月8日～9月14日
救急功労者表彰式	救急業務推進に貢献し社会公共の福祉の増進に功績があった個人又は団体を消防庁長官が表彰する。	9月9日
「国際防災の日」	1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日を「国際防災の日」とすることが決議された。	10月9日
第50回全国消防技術者会議	消防に関する研究、機器の改良等の成果を発表し、討議する。	10月17日～10月18日
消防設備保守関係功労者表彰式	消防用設備の設置及び維持管理の適正化に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	10月下旬
優良消防防災システム表彰式	優れた消防防災システムを消防庁長官が表彰する。	10月下旬
住宅防火対策優良推進組織等表彰式	住宅防火対策の推進に功労があった組織を消防庁長官が表彰するとともに取組み事例等を発表する。	10月下旬
秋の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。	11月上旬
秋季全国火災予防運動	秋から冬にかけての火災が多く発生する季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。	11月9日～11月15日
「119番の日」	自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。	11月9日
第5回全国消防広報コンクール表彰式	全国の消防本部及び消防団の消防・防災広報の技術向上を図ることを目的として、コンクールを実施し、消防庁長官が表彰を行う。	11月上旬
消防功労者総務大臣表彰式	消防に関して功績顕著な消防団員等を総務大臣が表彰する。	11月中旬
第5回全国救助シンポジウム	救助技術の高度化を目指し、救助活動に関する発表・討議を行う。	11月下旬
平成14年版消防白書発刊	各種災害の実態、消防防災行政の現況と課題等について解説し、消防防災体制の確立に広く活用されることを目的として毎年発刊している。	12月中旬
「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」	平成7年12月15日の閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。	1月17日 1月15日～1月21日
防災まちづくり大賞表彰式	地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組み、工夫・アイデアのうち、特に優れたものについて総務大臣賞、消防庁長官賞等を設け表彰する。	1月中旬
「文化財防火デー」	昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損したことを契機に、国民的財産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚を図るために制定された。	1月26日
消防防災研究講演会	消防防災研究に関する研究成果を公表し広く討論する。	1月下旬
春季全国火災予防運動	春先の火災が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
車両火災予防運動	車両交通の関係者及び利用者の火災予防意識の高揚を図り、車両火災を防止し、安全な運送を確保することを目的として車両火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
全国山火事予防運動	山火事が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に山火事予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
「消防記念日」	昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で制定された。	3月7日
消防功労者表彰式	消防に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	3月上旬
優良消防防災機器開発・科学論文表彰式	優れた消防機器の開発等及び消防防災科学論文を消防庁長官が表彰する。	3月中旬
消防関係業界功労者表彰式	消防関係業界の発展に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	3月中旬
少年少女消防クラブフレンドシップ2003	クラブ活動の優良なクラブとクラブ指導者を消防庁長官が表彰する。	3月下旬
消防団地域活動表彰式	平常時において特に優秀な地域活動を行っている消防団を消防庁長官が表彰する。	3月下旬